

島原市社会教育委員条例（昭和28年島原市条例第37号）

（目的）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

（委員の職務）

第4条 委員は、島原市の社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。

（1） 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。

（2） 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。

（3） 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体・社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。